

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月1日

【会社名】 株式会社ヴィア・ホールディングス

【英訳名】 VIA Holdings, Inc

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大場 典彦

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口一丁目43番5号

【電話番号】 03 - 5155 - 6801 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部長 今井 将和

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口一丁目43番5号

【電話番号】 03 - 5155 - 6801 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 企画本部長 今井 将和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年3月28日の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、それぞれ決議事項が決議され、また同日に当社A種優先株主様による書面同意が得られたことにより種類株主総会の決議事項の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・臨時株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（B種優先株式に関する定めの新設）

B種優先株式の発行に備えるため、現行定款第6条（発行可能株式数および発行可能種類株式総数）及び第8条（単元株式数）の規定を変更するとともに、変更案第2章の3（B種優先株式）の規定を新設することについて、承認を求めるものであります。

第2号議案 第三者割当によるB種優先株式発行の件

新規優先株式（B種優先株式）を発行することについて、承認を求めるものであります。

第3号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

資本金の額及び資本準備金の額を次のとおり減少させることについて、承認を求めるものであります。

1. 資本金の額の減少

（1）減少する資本金の額

資本金3,269,680,800円(注1)のうち金1,669,680,800円

（2）資本金の減少の額がその効力を生ずる日

平成26年3月31日

(注1)上記(1)の資本金には第2号議案により増加する資本金の額を含みます。

2. 資本準備金の額の減少

（1）減少する資本準備金の額

資本準備金502,006,550円(注2)のうち金102,006,550円

（2）資本準備金の減少の額がその効力を生ずる日

平成26年3月31日

(注2)上記(1)の資本準備金には第2号議案により増加する資本準備金の額を含みます。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成比率	決議の結果
第1号議案 定款一部変更の件	167,616	441	0	(注3)	95.31%	可決
第2号議案 第三者割当によるB種優先株式発行の件	167,608	452	0	(注3)	95.31%	可決
第3号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件	167,613	447	0	(注3)	95.31%	可決

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・普通株主様による種類株主総会

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月28日

(2) 決議事項の内容

議 案 定款一部変更の件（B種優先株式に関する定めの新設）

B種優先株式の発行に備えるため、現行定款第6条（発行可能株式数および発行可能種類株式総数）及び第8条（単元株式数）の規定を変更するとともに、変更案第2章の3（B種優先株式）の規定を新設ことについて、承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成比率	決議の結果
議案 定款一部変更の件	167,616	441	0	(注4)	95.31%	可決

(注4) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

・ A種優先株主様による種類株主総会

(1) 当該株主総会決議があったものとみなされた日

平成26年3月28日

(2) 当該決議があったものとみなされた事項の内容

議案 定款一部変更の件 (B種優先株式に関する定めの新設)

B種優先株式の発行に備えるため、現行定款第6条(発行可能株式数および発行可能種類株式総数)及び第8条(単元株式数)の規定を変更するとともに、変更案第2章の3(B種優先株式)の規定を新設ことについて、承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成比率	決議の結果
議案 定款一部変更の件	2,400	0	0	(注5)	100.00%	可決

(注5) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。